

瀬戸市有害獣類被害防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地において、有害獣類による農作物の被害を最小におさえるために、必要な設備を設置する場合に、その経費を補助し、農作物被害の防止に寄与し、農業振興を図るため有害獣類被害防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地で現に耕作をしている土地をいう。
- (2) 有害獣類 イノシシ、シカ等野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (3) 侵入防止施設 有害獣類の農地への侵入を防ぐための電気柵、メッシュフェンス、トタン、のり網等の資材及びこれらに付随する資材をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、申請年度内に侵入防止施設を設置する事業とし、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 申請者が、新たに侵入防止施設を購入すること。
- (2) 申請者が、新たに農地に侵入防止施設を設置すること。
- (3) 有害獣類防除の目的以外に侵入防止施設を使用しないこと。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 瀬戸市内（以下「市内」という。）において農業を営む者
- (2) 瀬戸市市税を滞納していない者（本市において課税がない場合を除く。）
- (3) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象農地)

第5条 補助の対象となる農地は、地目が田又は畑であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らが所有する市内の農地

- (2) 農地法第3条の許可を受けた市内の農地
 - (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく賃借権等の設定を受けた市内の農地
 - (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権の設定を受けた市内の農地
- 2 前項第2号から第4号に該当する場合は、侵入防止施設を設置することについて、土地所有者の同意を得なければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、侵入防止施設を設置するための必要最小限の資材費(以下「補助対象経費」という。)とする。

（補助金の額等）

第7条 侵入防止施設の設置に要する費用に対して、予算の範囲内で補助するものとする。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限を30,000円とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、事業開始前までに1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等の写し（購入予定資材の内訳がわかる書類、パンフレットなど）
- (2) 設置予定場所の位置図
- (3) 設置予定場所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による交付申請を先着順で受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算額を超えるときは、受付を終了するものとする。

（補助事業の制限）

第9条 申請年度内において、同一の農地に対して、追加の申請はできないものとする。

2 当補助事業の補助金の交付を受けて侵入防止施設を設置した農地については、事業完了日から5年を経過するまでは、この要綱による補助金の交付申請をすることはできないものとする。ただし、自然災害による損壊その他やむを得ない事情を書類又は写真で確認できる場合であって、かつ市長が認める場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定通知)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、内容が適切であれば、補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第11条 前条の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知にかかる交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに申請を取り下げることができる。

(実績報告等)

第12条 交付決定者は、事業完了日後、速やかに、実績報告書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 購入資材の内訳がわかる書類(納品書・明細書など)
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 購入資材の写真
- (5) 資材設置後の設置場所の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に言う事業完了日とは、侵入防止施設の設置及び経費の支払いの完了日をいう。

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第4号様式)により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 交付決定者は、補助金交付額確定通知書を受領後、速やかに補助金交付請求書(第5号様式)により、補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、前条の確定額を交付するものとする。

(交付決定の取り消し又は返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の決定に付した条件、若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(償却期間)

第16条 この要綱における侵入防止施設の償却期間は、事業完了日から5年とする。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、この補助金により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、又は移設してはならない。ただし、償却期間を経過した場合はこの限りではない。

(検査等)

第18条 市長は、交付決定者に対して、補助金に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 交付決定者は、当該事業にかかる収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、前条で規定する財産処分制限期間を経過するまでは、関係書類を整備保管しなければならない。

(免責事項等)

第19条 交付決定者は事業実施に伴う危険及び損害の防止に努めるものとし、市長は、当該事業の実施により発生した損害についてその責任を負わないものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている

申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。